

昭和二十六年五月十九日(土曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

- 委員長 安部 俊吾君
- 理事 堀谷 富三君 理事 北川 定務君
- 理事 田嶋 好文君 理事 榎俣 浩三君
- 鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君
- 高橋 英吉君 花村 四郎君
- 松木 弘君 山口 好一君
- 田方 廣文君 上村 進君

- 委員外の出席者
- 専門員 村 教三君
- 専門員 小 貞一君

五月十九日

委員立花敏男君辞任につき、その補欠として梨木作次郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

商法の一部を改正する法律施行法案

(内閣提出第四二二号)

非訟事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

有限会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一六五号)

商法の一部を改正する法律改正に関する件

○安部委員長 これより会議を開きます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○安部委員長 速記を始めて。それで

はまず商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本件につきましては、去る三月二十日の本委員会におきまして、その改正法律案の一応の成案を決定し、関係方面との交渉等に当たつたのであります。が、三月二十七日に至りまして、新たな段階に立ち至りましたので、当日の委員会で御協議を願ひ、爾来新たな構想のもとに慎重なる御協議を願つたのであります。が、それと同時にさらに関係方面との折衝に当りまして、その改正法律案の成立に努力を重ねて参つたのであります。その経過につきましては先刻の委員会の懇談会において御報告を申し上げた通りであります。しかして本日に至るまで努力を重ねた結果、お手元に配付してあるような一応の成案を得たのであります。

この際お諮りいたします。本案を委員会の一応の成案と決定して諸般の手續を完了いたしましたならば、本案をもつて委員会提出法律案と決したいのであります。これに御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○安部委員長 起立多数。よつてただいまの案は一応の成案といたし、関係方面への所要の手續をいたします。

○安部委員長 次に商法の一部を改正する法律施行法案を議題といたします。この際お諮りいたします。本案につ

きましてお手元に配付いたしてありますような修正意見を関係方面へ提出したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければさうとりはからいます。

○安部委員長 次に非訟事件手続法の一部を改正する法律案、有限会社法の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題といたしましてこの際お諮りいたします。先刻御決定いただきました商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律施行法案の修正意見により、ただいま議題といたしました三案についてそれら所要の修正を行わねばなりません。つきましてはお手元に配付いたしておきました三案に関するそれらの修正意見を関係方面へ提出し、所要の手續を行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければさうとりはからいます。

○安部委員長 それでは本日はこの程度にとどまして、次会は二十一日月曜の午前十時に開会いたします。

午後三時五十分散会

昭和二十六年五月二十六日印刷

昭和二十六年五月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷行